

3. 配・給水

3. 1 鉛に関する水質検査請求への対応

1. はじめに

厚生労働省はWHO飲料水水質ガイドライン改定の動向に注視し、水道水中の鉛濃度の一層の低減化を推進するため、平成15年4月に鉛の水道水質基準を0.05mg/Lから0.01mg/Lに強化した。また、国は、各水道事業者へ鉛製給水管の適切な対策をとるよう求めており、鉛製給水管使用者への広報活動や布設替計画の策定と促進を進めるよう働きかけている¹⁾。

当局ではこれまで水道水中の鉛対策として、道路部分の延長が長い鉛管から優先して他管種(塩ビ管)への取り替えを推進するとともに、鉛溶出制御のために水道水のpH調整や朝一番の水は飲用以外に用いる旨のPRを行ってきた。またこれらの鉛管対策に加えて、平成14年度と平成28～29年度の2回にわたり、市内給水域における鉛管を使用されているお客さまに対してダイレクトメールまたはリーフレット発送による鉛管取替のPRを実施し、その中で水道水質を心配されたお客さまのご依頼に応じて、水道水中の鉛検査を行った^{2,3)}。

令和4年度の鉛に関する水質検査請求への対応は以下のとおりであった。

2. 鉛に関する水質検査請求

1) 採水方法

お客さまから鉛に関する水質検査請求があった場合には、水道センター職員がお客さま宅を訪問し、目視による鉛管の有無等を調査後、採水した。採水方法は各家庭の飲用頻度の高い給水栓(台所等)で15分滞留法(排水後15分間滞留させ流速5L/分でポリ容器に5L採水)により、50mL採水容器に分取した。

2) 測定方法

誘導結合プラズマ質量分析法で測定した。

3) 検査結果

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの鉛に関する水質検査の測定結果を表-1に示す。

水質検査請求件数は12件あり、その内で水質基準値を超過する案件はなかった。

表-1 鉛に関する水質検査請求測定結果(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

鉛管延長(m)	水質検査請求件数	0.01mg/L以下	0.01mg/L超過	基準値超過率(%)
7m未満	7	7	0	0.0
7m～11m未満	2	2	0	0.0
11m以上	0	0	0	0.0
延長不明	3	3	0	0.0
計	12	12	0	0.0

3. 参考文献

- 1) 厚生労働省：平成19年12月21日健水発第1221001号 厚生労働省健康局水道課長通知
- 2) 鶴田ら：ダイレクトメール送付等による鉛検査請求結果について、大阪市水道局水質試験所調査研究ならびに試験成績、第57集、pp.52-54、平成17年度
- 3) 大阪市水道局水質試験所調査研究ならびに試験成績、第58集～第73集、第三章「鉛に関する水質検査請求測定結果」、平成18年度～令和3年度